

佐倉市交通安全関係団体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の交通安全活動の推進を図るために交通安全関係団体の適切な事業活動に必要な経費に対し、佐倉市交通安全関係団体事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、佐倉市交通安全計画に基づく活動を行い、佐倉市全体の交通安全に寄与する団体で、市長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に掲げる団体が、市の交通安全施策に準じて行う事業を実施するにあたり必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会議費
- (2) 報償費
- (3) 研修費
- (4) 活動費
- (5) 旅費
- (6) 需用費（原材料費及び消耗品費をいう。）
- (7) 装備費
- (8) 食糧費
- (9) 役務費
- (10) 通信費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) アルコール飲料代
- (2) 会議時の弁当代
- (3) 単に懇親を深めるための会合等に係る飲食代

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助金の交付の対象となる経費の2分の1以内の額で、予算の範囲内において市長が必要と認める額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、佐倉市交通安全関係団体事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項に定める補助金等の交付に係る市長が別に定める条件は、規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）を提出する時点において、補助事業者等の決算認定その他の確定手続が完了していない場合は、その完了後、速やかにその内容を証する書類を市長に提出することとする。

(交付の決定)

第7条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定に係る通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

(支払方法)

第8条 市長は、補助事業者等から補助金の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に概算払により交付するものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第16条第1項に定める請求書は、補助金交付請求書（別記様式第3号）とする。

(変更の申請)

第10条 規則第8条第1項に定める補助事業変更の申請書は、補助事業変更申請書（別記様式第4号）とする。

(実績報告)

第11条 実績報告書は、佐倉市交通安全関係団体事業補助金実績報告書（別記様式第5号）とする。

2 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第6号）によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金交付要綱及び佐倉市交通安全母の会事業補助金交付要綱の廃止）

2 佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）及び佐倉市交通安全母の会事業補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定により廃止された旧佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金交付要綱及び旧佐倉市交通安全母の会事業補助金交付要綱に基づき交

付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

- 4 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和2年3月27日決裁佐財第577号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。